

建築物の計画等をする際の問い合わせ先一覧・チェックリスト

各連絡先は巻末に記載しています。

R6.4.1

調査関連					
□1	用途地域など	用途地域、防火・準防火地域、建蔽率、容積率、高度地区、日影規制、特別用途地区などについて ※区ホームページ(港区都市計画情報提供サービス)及び都市計画課 閲覧コーナーでご確認できます。	601	都市計画課 都市計画係	
□2	公道の幅員や境界	公道の幅員や境界について 区道(道路幅員等の閲覧) ※区道の『道路台帳平面図』は区ホームページでご確認できます。 区道(境界確定申出、地籍調査に関することなど) 都道(補助17号線以外) 都道(補助17号線) 国道1号(桜田通り)、国道15号(第一京浜)、国道357号 国道246号(青山通り)	505-① → 505-② → 他-1-1 → 他-1-5 → 他-2 → 他-3 →	土木管理課 土木管理係 土木管理課 境界確定担当 東京都 第一建設事務所 管理課 東京都 第二建設事務所 管理課 東京国道事務所 品川出張所 東京国道事務所 代々木出張所	
□3	建築基準法上の道路 【建築基準法42条】	建築基準法上の道路の種類について ※区ホームページ(建築基準法の道路種別)及び建築課閲覧コーナーでご確認できます。 42条1項2号、4号、5号、2項道路(細街路)について	→ →	605-② 607-1	建築課 建築審査係 開発指導課 開発指導係
□4	細街路拡幅整備 【港区細街路拡幅整備要綱】	2項道路などの幅員4m未満の道路に接して建築を行う場合、確認申請前に細街路の拡幅整備について協議してください。		607-1	開発指導課 開発指導係
□5	都市計画道路	都市計画道路(未完成)の境界、区域について 補助7、9、10、12、14、165、332号線 上記以外 事業の進捗状況について 補助7、9、332号線 都道 都市計画道路内で建築の計画をする場合は、都市計画法53条の許可が必要です。	→ → → →	601 都-1 504-1 他-1-4 605-②	都市計画課 都市計画係 東京都都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 土木課 事業用地係 東京都 第一建設事務所 工事課 建築課 建築審査係
□6	都市計画公園	都市計画公園の境界、区域について 芝公園、青山公園、明治公園、白金公園(自然教育園) 上記以外 事業の進捗状況について 三田台公園 都市計画公園内で建築の計画をする場合は、都市計画法53条の許可が必要です。	→ → →	都-2 601 504-1 605-②	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 都市計画課 都市計画係 土木課 事業用地係 建築課 建築審査係
□7	風致地区 【東京都風致地区条例、 港区風致地区条例】	風致地区の境界について 芝地区 上記以外 風致地区内で建築物の建築、土地の形質変更、木竹の伐採等をする場合は、許可が必要です。	→ → →	601 都-2 607-2	都市計画課 都市計画係 東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 開発指導課 景観指導係
□8	臨港地区・港湾隣接地域・ 海岸保全区域	臨港地区・港湾隣接地域内で建築の計画をする場合は、建築計画について協議してください。まずは電話でご相談ください。		都-10	東京都港湾局 港湾経営部 経営課
□9	地区計画	地区整備計画等の区域内で建築等の計画をする場合は、行為の届出が必要です。		601	都市計画課 都市計画係
□10	土地区画整理事業	土地区画整理事業の区域内での建築行為や土地の形質の変更等をする場合は、土地区画整合法76条の許可が必要です。 確認申請が必要な場合 確認申請が不要な場合	→ →	605-② 608	建築課 建築審査係 開発指導課 再開発担当
□11	市街地再開発事業	市街地再開発事業を目標に活動している地区を確認し、地区内で建築等の計画をする場合は、協議してください。		608	開発指導課 再開発担当
□12	街並み再生地区 【東京のしゃれた街並みづくり 推進条例】	街並み再生地区内(環状第二号線沿道新橋地区、虎ノ門駅南地区)で建築等の計画をする場合は、協議してください。		606	開発指導課 都市再生担当
□13	地区まちづくりビジョン 地区まちづくりルール 【港区まちづくり条例】	港区まちづくり条例に基づく地区まちづくりビジョン(麻布十番商店街地区、南麻布3丁目地区、港区青山通り協議会、赤坂通りまちづくりの会)・地区まちづくりルール(六本木三丁目東地区、白金高輪駅前東地区、環四沿道(高輪三丁目)地区)の区域・内容について ※区ホームページ(まちづくり組織の活動について)でご確認できます。	→	芝-1、 麻-1、 赤-1、 高-1、 芝港-1	各地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係
□14	地域冷暖房施設 【東京都環境確保条例】	地域冷暖房供給区域内で建築等の計画をする場合は、地域冷暖房施設の導入について協議してください。 地域冷暖房施設計画内で建築の計画をする場合は、都市計画法53条の許可が必要です。	→ →	都-5 605-②	東京都環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課 建築課 建築審査係

□15	航空法による高さ制限・航空障害標識【航空法】	高さ制限【航空法 49 条、56 条の 3】 東京国際空港(羽田空港)に係るもの ※ <u>国ホームページ(羽田空港高さ制限回答システム)でご確認できません。</u> 公共用ヘリポートに係るもの 航空障害標識【航空法 51 条、51 条の 2】	→ 他-4 → 他-5-1 → 他-5-2	東京航空局 東京空港事務所 空港振興課 東京航空局 空港部 管理課 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課
□16	電波伝搬障害(マイクロウェーブ)【電波法】	電波伝搬障害防止区域内で高さ 31m を超える建築物又は工作物を新設・増設等する場合は、届出を行い、確認申請時に通知文を添付してください。	他-6	関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課
□17	総理大臣官邸周辺の建築計画	総理大臣官邸周辺からおおむね 250m の範囲内の全ての建築計画又はおおむね 500m の範囲内で最高高さが TP+50m を超える建築計画をする場合は、協議してください。	他-7	総理大臣官邸事務所 営繕担当
□18	赤坂御用地・高輪皇族邸周辺の建築計画	赤坂御用地・高輪皇族邸周辺からおおむね 300m の範囲内における全ての建築計画又はおおむね 300m の範囲外で高さが 60m を超える建築計画をする場合は、協議してください。	他-8	宮内庁 管理部 管理課
□19	埋蔵文化財・指定登録文化財【文化財保護法、東京都文化財保護条例、港区文化財保護条例】	埋蔵文化財包蔵地に指定された地域内で建築等を行う場合は、着工の 60 日前までに届け出が必要です。未指定地域についても試掘・確認調査の実施を指導する場合があります。 また、敷地が指定文化財(史跡・名勝等)に指定されている場合や、指定文化財(建造物等)が敷地内にある場合は原則として現状を変更することができません。その周辺で建築行為等を行う場合も、保存に影響を及ぼす行為に該当する場合がありますので、事前に協議してください。	教-1	図書文化財課 文化財係
□20	J R 線 地下鉄 首都高速道路 古川 に近接する建築計画等	J R 線・地下鉄・首都高速道路・古川等に近接する敷地において建築の計画をする場合は、建築計画や施工計画について事前に協議してください。 J R 線 東海道新幹線 東京メトロ 都営地下鉄 ゆりかもめ 京浜急行電鉄 りんかい線 モノレール 首都高速道路 古川に近接する場合 (河川占用について) (河川区域、河川の掘削について) 都市高速鉄道(地下鉄等)の区域内に建築の計画をする場合は、都市計画法 53 条の許可が必要です。都市高速鉄道(地下鉄等)の区域はそれぞれの事業者にご確認ください。	→ 他-9 → 他-21 → 他-10 → 都-11 → 他-17 → 他-18 → 他-19 → 他-20 → 他-11 → 他-1-2 → 芝-1、 麻-1 → 芝-1、 麻-1、 高-1 605-②	東日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 東京保線所 近接協議担当 メトロ開発(株) 渉外課 東京都交通局 建設工務部 保線課 ゆりかもめ 技術部 施設課 京浜急行電鉄(株) 鉄道本部 建設部 東京臨海高速鉄道(株) 運輸部 設備課 東京モノレール(株) 首都高速道路(株) 東京都 第一建設事務所 管理課 芝・麻布地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係 (占用担当) 芝・麻布・高輪地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係 (掘削担当) 建築課 建築審査係
□21	上水道・下水道	公道における上水道・下水道の埋設位置、状況について 上水道(台場地区以外) 上水道(台場地区) 下水道	→ 他-12 → 他-13 → 都-12	港給水管工事事務所 江東給水管工事事務所 東京都下水道局 施設管理部 管路管理課
□22	ハザードマップ等	津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ(※)、高潮浸水ハザードマップ 浸水ハザードマップ 液状化マップ、揺れやすさマップ ※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の区域について <u>都ホームページ(土砂災害警戒区域等マップ)及び防災課閲覧コーナーでご確認できます。</u> 特定開発行為の許可手続き【土砂法 10 条】について	→ 501-1 → 504-2 → 605-④ → 都-14 → 都-15	防災課 防災係 土木課 土木計画係 建築課 構造・耐震化推進係 東京都建設局 河川部 計画課 東京都都市整備局 市街地整備部 区画整理課

計画関連

□23	建築確認・許可・認定 【建築基準法、東京都建築安全条例】	延べ面積1万㎡以下の建築確認等について 建築計画概要書の閲覧、 記載事項証明・住宅用家屋証明の取得 建築の許可・認定(総合設計以外) 総合設計の許可 建築確認(意匠) 建築確認(構造) 建築確認(設備) 延べ面積1万㎡を超える場合	→ 605-① → 605-③ → 607-3 → 605-② → 605-④ → 605-⑤ → 都-3-1	建築課 建築事務係 建築課 建築企画担当 開発指導課 開発調整係 建築課 建築審査係 建築課 構造・耐震化推進係 建築課 建築設備担当 東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課
□24	開発許可 【都市計画法29条】	開発区域の面積が500㎡以上のもので建築物の建築又は特定工作物の建設等を目的として、土地の区画形質の変更(切土、盛土、道路の指定・廃止など)をする場合は、許可が必要です。	607-1	開発指導課 開発指導係
□25	建築計画等の事前周知 【港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例】	高さが10mを超える建築物(第一種低層住居専用地域内は別途基準あり)、単身者向け共同住宅等、パチンコ屋又はコースター・観覧車等の遊戯施設の計画をする場合は、標識(お知らせ看板)を設置し、説明会により隣接関係住民に計画の周知を図り、報告書を提出してください。	605-⑦	建築課 建築紛争調整担当
□26	景観(建築物・工作物・屋外広告物) 【港区景観条例】	建築物、工作物の新築等や外観を変更する修繕等を行う場合、開発行為等を行う場合等、また、屋外広告物の表示を行う場合は、景観の事前協議書、行為の届出書などの提出が必要です。 ※確認申請の有無や、計画の規模によらず、届出対象について確認してください。	607-2	開発指導課 景観指導係
□27	広告塔・看板の設置 【東京都屋外広告物条例】	屋外広告物・看板等を設置する場合は、屋外広告物条例の許可や道路占用許可が必要です。	芝-1、 麻-1、 赤-1、 高-1、 芝港-1	各地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係 (占用担当)
□28	福祉のまちづくり 【東京都福祉のまちづくり条例】	特定都市施設で一定規模以上の建築物の新設又は改修する場合は、工事着手の30日前までに届出書を提出してください。建築確認が必要な施設については、建築確認に先立って、届出書を提出してください。	605-②	建築課 建築審査係
□29	駐車場の附置義務 【①東京都駐車場条例】 【②港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例】	①商業地域・近隣商業地域内で1,500㎡を超える事務所・店舗等又は2,000㎡を超える共同住宅等、他の地域内で2,000㎡を超える事務所・店舗等の建築の計画をする場合は、駐車場を設置する必要があります。 機械式駐車場等の認定について(延べ面積1万㎡以下) (延べ面積1万㎡超え) ②環状2号線周辺地区、品川駅北周辺地区、六本木交差点周辺地区及び浜松町駅周辺地区においては、区駐車場条例が適用されます。 低炭素化に資する取組・認定(駐車場地域ルール適用)について 機械式駐車場等の認定(駐車場地域ルール適用なし)について	→ 605-② → 都-3-2 → 503 → 605-②	建築課 建築審査係 東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 地域交通課 交通対策係 建築課 建築審査係
□30	駐輪場の附置義務 【港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例】	物販店舗、飲食店、銀行その他の金融機関、パチンコ店、ゲームセンターなどの集客施設の建築の計画をする場合は、確認申請前に自転車等駐車場附置の協議を行い、自転車等駐車場設置届を提出してください。	503	地域交通課 自転車交通担当
□31	住宅等の附置義務 【港区開発事業に係る定住促進指導要綱】	延べ面積3,000㎡以上の建築計画の場合は、延べ面積の10%に相当する面積を住宅や生活に便利な施設とし、協議書を提出してください。延べ面積が3,000㎡未満で敷地面積500㎡以上の場合は、届出書を提出してください。	602	住宅課 住宅支援係
□32	ワンルームマンション等(単身者向け共同住宅等) 【港区単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例】	単身者向け共同住宅等(専用面積37㎡未満(階段、PS、MB等除く)の住戸が7戸以上ある共同住宅・長屋等)の建築計画の場合は、建築及び管理に関する事項(駐車施設・駐輪施設・家族向け住戸の設置及び管理人の配置等)について計画書を提出してください。	602	住宅課 住宅支援係
□33	マンションの建替え 【港区マンション建替法容積率許可要綱】	マンションの建替え時に容積率の緩和を受けるには許可が必要です。 延べ面積1万㎡以下の容積率の許可、要除却認定について 延べ面積1万㎡を超える容積率の許可について 延べ面積1万㎡を超える要除却認定について	→ 607-3 → 都-4 → 都-13	開発指導課 開発調整係 東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課 東京都住宅政策本部 民間住宅部 マンション課
□34	高さ制限 【建築基準法58条、東京都計画高度地区】	建築の計画をする場合、絶対高さ制限を定める高度地区について緩和を受けるには、許可又は認定が必要です。	607-3	開発指導課 開発調整係
□35	共同住宅の震災対策 【港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱】	地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上、又は地階を除く階数が3階から5階で、住宅の用途に供する部分の戸数が10戸以上の建築の計画をする場合は、震災対策について協議書を提出してください。	501-2	防災課 地域防災支援係
□36	マンション・ホテル・雑居ビルの防犯対策 【安全で安心できる港区にする条例】	共同住宅(住戸が7戸以上)・ホテル・雑居ビル(階数3以上で延べ面積100㎡を超え、2以上の店舗が入居するもの)の建築の計画をする場合は、防犯対策について警察署と協議の上、協議書を提出してください。	502	防災課 生活安全推進担当
□37	認可保育園等の設置	必要な保育定員確保のため、大規模なマンションやオフィスビル等を建築する際は、認可保育園等の設置について協議してください。	705	子ども政策課 子ども政策推進係

□38	廃棄物の保管場所等の設置 【港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例】	延べ面積 1,000 m ² 以上の建築物や単身者向け共同住宅等の建築の計画をする場合は、廃棄物及び再利用対象物の保管場所の位置・面積・構造・設備等について事前に協議し、建築確認申請の前までに設置届を提出してください。	清-1	みなとリサイクル清掃事務所
□39	衛生設備 【①建築物における衛生的環境の確保に関する法律】 【②建築物環境衛生管理要綱】	①事務所・店舗・旅館・学校等の特定用途で、延べ面積 3,000 m ² 以上の建築物の計画をする場合は、環境衛生に関する建築設備等について事前に協議し、竣工後に届出が必要です。 ②上記以外で、延べ面積 1,000 m ² 以上又は、飲食店を設ける施設は、換気・衛生設備等について協議してください。	保-1	みなと保健所 生活衛生課 生活衛生相談係
□40	旅館・ホテル・公衆浴場・興行場・プール・納骨堂・住宅宿泊事業の計画 【①旅館業法、公衆浴場法、興行場法、プールの衛生管理に関する条例、墓地埋葬等に関する法律】 【②住宅宿泊事業法、港区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例】	①旅館・ホテル・公衆浴場・興行場・プール・納骨堂の建築の計画をする場合は、環境衛生に関する設備基準等について事前に協議し、許可申請を行ってください。 → ②住宅宿泊事業を実施する場合は、届出が必要です。 →	保-2 保-3	みなと保健所 生活衛生課 環境衛生指導係 みなと保健所 生活衛生課 住宅宿泊事業担当
□41	工場・作業場の環境への配慮 【東京都民の健康と安全を確保する環境に関する条例】	工場を設置しようとする場合は、着工の 60 日前(新築の際は、根切り工事または杭打ち工事の着工の 60 日前)までに申請が必要です。指定作業場(駐車場(20 台以上)等)を設置しようとする場合は着工の 30 日前(新築の際は、根切り工事または杭打ち工事の着工の 30 日前)までに届出が必要です。	801-2	環境課 環境指導アセスメント係
□42	環境影響調査・ビル風対策 【東京都環境影響評価条例、港区環境影響調査実施要綱、港区ビル風対策要綱】	延べ面積 5 万m ² 以上の建築の計画をする場合は、建物の位置や形状による周辺への環境影響調査が必要です。また、風環境予測や防風植栽の維持管理について報告してください。 計画建築物の規模等により、協議先が異なります。	801-2 都-7	環境課 環境指導アセスメント係 東京都環境局 総務部 環境政策課
□43	省エネルギーの措置 【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律】	延べ面積 300 m ² 以上の住宅の新築・増改築を行う場合は、工事着手の 21 日前までに届出が必要です。 床面積の合計が 300 m ² 以上の非住宅部分がある建築物の新築・増改築を行う場合は、確認申請を行う際に省エネ基準適合が必要です。 延べ面積 1 万m ² を超える新築・増改築について →	605-⑤ 都-3-3	建築課 建築設備担当 東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課
□44	低炭素化の促進 【港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例、東京都環境確保条例等】	延べ面積が 2,000 m ² 以上の建築物を計画する場合は、区の定める省エネ基準や人工排熱基準を満たす必要があるため、確認申請の 30 日前までに協議が必要です。また、確認申請後は届出が必要です。 延べ面積が 2,000 m ² 以上の建築物を計画する場合は、建築物環境計画書について協議してください。 →	802-2 都-6	環境課 地球温暖化対策担当 東京都環境局 地球環境エネルギー部 ヘルプデスク
□45	国産木材活用 【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱、港区建築物等における協定木材等利用推進方針】	延べ面積 5,000 m ² 以上の建築物(5,000 m ² 未満でも相談可)を計画する場合は、区が協定を締結した林産地の自治体から産出される木材(協定木材)を始めとした国産木材の活用について事前協議を行い、工事の着工までに計画書を提出してください。 (建築を計画する場合に協定木材を始めとした国産木材を積極的に活用することを規定しています。)	802-2	環境課 地球温暖化対策担当
□46	緑化 【港区みどりを守る条例】	敷地面積 250 m ² 以上の建築の計画をする場合は、緑化について計画書を提出してください。	801-1	環境課 緑化推進担当
□47	雨水流出の抑制 【港区雨水流出抑制施設設置指導要綱】	250 m ² 以上の敷地に対して行う個人・民間企業等の事業又は公共的な事業を実施する場合は、雨水流出抑制施設の設置について事前協議を行い、雨水流出抑制施設計画書を提出してください。	504-2	土木課 土木計画係
□48	排水計画	排水量 50 m ³ /日以上、敷地面積 1,000 m ² 以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上の建築の計画をする場合は、計画汚水量の検討について協議してください。 台場地区以外 → 台場地区 →	他-14-1 他-15-1	東京都下水道局 中部下水道事務所 東京都下水道局 東部第一下水道事務所
□49	半地下家屋・地下室の浸水対策 【東京都下水道条例施行規程】	半地下家屋・地下室を有する建築物の計画をする場合は、ポンプ施設の設置が必要な場合があるため、確認申請前に確認してください。 台場地区以外 → 台場地区 → ※浸水対策については、東京都下水道局のホームページをご確認ください。	他-14-2 他-15-2	東京都下水道局 中部下水道事務所 東京都下水道局 東部第一下水道事務所

工事関連

□50	解体工事の事前周知 【港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱】	建築物の解体工事や石綿除去等工事にあたり、事前に工事施工者が石綿使用の有無の調査を行い、その結果を区に報告してください。また、工事発注者等が工事の内容を近隣の住民へ周知し、その結果を報告してください。 石綿等に関すること → 801-2 事前周知等に関すること(LoGo フォーム電子申請ポータルから電子申請をすることも可能です。) → 605-⑦ ねずみ等防除に関すること → 保-1	環境課 環境指導アセスメント係 建築課 建築紛争調整担当 みなと保健所 生活衛生課 生活衛生相談係
□51	石綿の事前調査、飛散防止対策等 【大気汚染防止法】 【東京都民の健康と安全を確保する環境に関する条例】	床面積の合計が 80 ㎡以上の解体工事、請負代金の合計が 100 万円以上の改修工事については、□50 による報告と別に、「石綿事前調査結果報告システム」による報告をしてください。 届出対象特定工事等に該当する場合は、その工事の開始日の 14 日前までに、別途、届出書を提出してください。	801-2 環境課 環境指導アセスメント係
□52	建設リサイクル法 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律】	特定建設資材(コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)を使用し又は発生する以下の建設工事について、着工の 7 日前までに LoGo フォーム電子申請ポータルで分別解体等の届出書を提出してください。 ①床面積 500 ㎡以上の新築・増築又は床面積 80 ㎡以上の解体 ②請負代金(税込)1 億円以上の修繕・模様替(リフォーム等) ③請負代金(税込)500 万円以上の土木工事等 ④延べ面積 1 万㎡を超える場合等 産業廃棄物対策、再資源化等について	→ 605-⑦ 建築課 建築紛争調整担当 → 都-3-1 東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 → 都-8
□53	建築物除却届 【建築基準法 15 条】	床面積の合計が 10 ㎡を超える建築物を除却する場合(建築確認申請の後に建築物を除却する場合で、建築確認申請の申請先に「建築工事届」を提出する場合は除く。)は、事前に建築物除却届を提出してください。LoGo フォーム電子申請ポータルから電子申請をすることも可能です。	605-③ 建築課 建築企画担当
□54	建築物の除却又は休止 【港区建築基準法施行細則】	定期報告の対象となる建築物を除却又は休止する時は、建築物除却・休止届を提出してください。LoGo フォーム電子申請ポータルから電子申請をすることも可能です。	605-⑤ 建築課 建築設備担当 605-⑥ 建築課 建築監視担当
□55	建築設備定期検査報告対象外届	用途変更により定期検査報告対象外建築物となった場合に、建築設備定期検査報告対象外届を提出してください。	605-⑤ 建築課 建築設備担当
□56	道路占用許可・沿道掘削申請・自費工事申請 【道路法 32 条、44 条、24 条】	建築工事や解体工事において、道路上の足場や仮囲いの設置は道路占用許可と、沿道掘削及び自費工事がある場合は申請が必要です。 区道 → 芝-1、麻-1、赤-1、高-1、芝港-1 都道(補助 17 号線以外) → 他-1-3 都道(補助 17 号線) → 他-1-6 国道 1 号(桜田通り)、国道 15 号(第一京浜)、国道 357 号 → 他-2 国道 246 号(青山通り) → 他-3	各地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係 東京都 第一建設事務所 管理課 東京都 第二建設事務所 管理課 東京国道事務所 品川出張所 東京国道事務所 代々木出張所
□57	騒音・振動の規制 【騒音規制法、振動規制法】	騒音、振動を伴う工事(特定建設作業に該当するものに限る。)を行う場合は、その作業の開始日の 7 日前までに届出が必要です。 特定施設(原動機の定格出力が 7.5 kW 以上の圧縮機等)を設置する場合、設置工事の開始日の 30 日前までに届出が必要です。	801-2 環境課 環境指導アセスメント係
□58	樹木の伐採 【港区みどりを守る条例】	地上高 1.2m の幹の周長が 1.0m 以上の樹木、面積が 100 ㎡以上の一群の樹林、長さが 20m 以上の生け垣を伐採する場合は、事前に伐採届を提出してください。	801-1 環境課 緑化推進担当
□59	土壌地下水汚染対策 【土壌汚染対策法 3 条、4 条等】 【東京都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 116 条、117 条等】	有害物質を取り扱っていた工場等の廃止時や大規模な土地の改変時は、土壌汚染について調査・報告してください。汚染が確認された場合、追加の手続きが必要になる場合があります。 条例 116 条関係 → 801-2 法 3 条、4 条、条例 117 条関係 → 都-9	環境課 環境指導アセスメント係 東京都環境局 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当

助成関連(区では記載以外にもさまざまな助成事業を実施しています。HP 等をご確認ください。)				
□60	エレベーター安全装置等設置の費用助成 【港区エレベーター安全装置等設置助成事業実施要綱】	マンションや一般建築物(長期修繕計画を作成済み(中小企業の場合、中小企業に限る)に設けられているエレベーターに安全装置等(戸開走行保護装置、地震時等管制運転装置、耐震対策)を設置するための改修工事費用の一部を助成します。	605-⑤	建築課 建築設備担当
□61	がけ・擁壁改修工事等の支援 【港区がけ・擁壁改修工事等支援事業実施要綱】	個人・マンション等管理組合・中小企業等が所有する敷地内のがけ・擁壁の整備に必要な改修工事費用の一部を助成します。 がけ・擁壁アドバイザーを無料で派遣します。	605-④	建築課 構造・耐震化推進係
□62	ブロック塀等除却・設置工事の支援 【港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業実施要綱】	個人・マンションの代表者・中小企業等が所有する道路に面している1.2mを超えるブロック塀等の除却・設置に必要な工事費用の一部を助成します。 ブロック塀等耐震アドバイザーを無料で派遣します。	605-④	建築課 構造・耐震化推進係
□63	耐震化の支援 【港区建築物耐震診断助成要綱】 【港区民間建築物耐震化促進事業実施要綱】 【港区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱】 【港区木造住宅耐震診断事業実施要綱】	旧耐震の個人住宅・分譲マンション・緊急輸送道路沿道建築物等を対象に、耐震診断・補強設計・改修工事・建替え・除却を行った場合に要した費用の一部を助成します。 旧耐震及び平成12年5月までに建築された木造2階以下の住宅又は長屋(2戸以内)について、耐震診断を無料で行います。 昭和56年6月から平成12年5月までに建築された木造2階以下の住宅又は長屋(2戸以内)について、耐震改修工事に必要な費用の一部を助成します。 旧耐震の個人住宅及び平成12年以前の新耐震木造住宅について耐震アドバイザーを無料で派遣します。	605-④	建築課 構造・耐震化推進係
□64	分譲マンション等耐震化の支援 【港区分譲マンション等耐震化支援要綱】	旧耐震マンションの耐震化を円滑に進めるために、管理組合などに対し、耐震アドバイザーを無料で派遣します。 建替えや耐震改修の話し合いをする場合、管理組合等に対し建替え・改修支援コンサルタントを無料で派遣します。 建替えや耐震改修を検討するため計画案等を作成する場合、費用の一部を助成します。	→ 605-④ → 602	建築課 構造・耐震化推進係 住宅課 住宅支援係
□65	地球温暖化対策の費用助成 【港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成要綱等】	太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、管理組合等向けLED照明、高反射率塗料等、電気自動車等用充電設備(普通・急速)等の設置に要した費用の一部を助成します。	802-1	環境課 地球環境係
□66	新築建築物への省エネルギー機器等設置費補助 【港区新築建築物への省エネルギー機器等設置費補助要綱】	LED照明や高効率空調などの高性能設備機器の導入により、区が定める基準に達した省エネルギー性能の高い建築物を区内に新築する建築主へ補助対象経費の3分の1(上限500万円)を補助します。	802-2	環境課 地球温暖化対策担当
□67	テナント店舗等の新規開設・既存店舗の木質化改修の費用助成 【港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金交付要綱】	区内に新たに店舗等を開設又は既存店舗等を改修するテナント事業者、物件所有者を対象として、港区と協定を締結している林産地の自治体から産出される木材(協定木材)を、テナント店舗等において内外装や家具等の目に見える場所に使用した際の補助対象経費の2分の1(上限250万円)を助成します。(風営法の許可・届出の対象店舗を除く)	802-2	環境課 地球温暖化対策担当
□68	バリアフリー整備費用の補助 【港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱】	店舗、診療所、集会場など、不特定多数の人が利用する区内の公共施設等をバリアフリー整備する場合に、整備費用の3分の2(上限6,666,000円)を補助します。 ※東京都福祉のまちづくり条例の届出対象となる整備は除く。	306	保健福祉課 地域福祉支援係
□69	アスベスト対策費助成 【港区アスベスト対策費助成要綱】	対象建築物を所有する個人または中小企業者、共同住宅の管理組合の代表者に対し、アスベスト対策費の一部を助成します。 ○助成対象建築物 アスベストを含有する吹付け材または保温材等を使用し、または使用した疑いのある区内の建築物	801-2	環境課 環境指導アセスメント係
その他				
□70	住居表示 【港区住居表示に関する条例】	新築建築物に住所を定めます。建築物の新築に際して、外から入口の位置が確認できる段階(完成の2か月前程度)になりましたら、「建物その他の工作物新築届」を提出してください。	芝-2	芝地区総合支所 区民課 窓口調整係
□71	電力会社への新設・撤去申込み	建物を新築又は解体する場合は、電気設備の新設・撤去の申込みをしてください。	他-16	東京電力エナジーパートナー(株)
□72	再生可能エネルギー由来電力の使用	新築・既存建築物を問わず、建物において、環境にやさしい再生可能エネルギー由来の電力の使用に努めてください。	802-1	環境課 地球環境係
□73	ヒートアイランド対策 【港区ヒートアイランド対策貢献建築物認定制度】	排熱位置の高さへの配慮や高反射率塗料の塗布など、ヒートアイランド対策に取り組んでいる区内の建築物を「ヒートアイランド対策貢献建築物」として認定しています。建築物の新築に際して、認定要件を満たす見込みがある場合には、ぜひ「港区ヒートアイランド対策貢献建築物認定制度」への申請をご検討ください。	802-2	環境課 地球温暖化対策担当
□74	【お願い】 町会・自治会に加入しましょう!! (加入のための事前調整)	建物に入居予定の方々地域の一員として町会・自治会に加入されるよう、工事着手前に、各地区総合支所を通じて町会・自治会にご連絡ください。	各地区総合支所協働推進課協働推進係 【芝地区】芝公園 1-5-25 Tel.03-3578-3121 【麻布地区】六本木 5-16-45 Tel.03-5114-8802 【赤坂地区】赤坂 4-18-13 Tel.03-5413-7272 【高輪地区】高輪 1-16-25 Tel.03-5421-7621 【芝浦南地区】芝浦 1-16-1 Tel.03-6400-0031	

連絡先一覧

港区役所 〒105-8511 芝公園 1-5-25 (代表)03-3578-2111

芝地区総合支所 芝公園 1-5-25 (代表)03-3578-3111 麻布地区総合支所 六本木 5-16-45 (代表)03-3583-4151
 赤坂地区総合支所 赤坂 4-18-13 (代表)03-5413-7011 高輪地区総合支所 高輪 1-16-25 (代表)03-5421-7611
 芝浦港南地区総合支所 芝浦 1-16-1 (代表)03-3456-4151

番号	所管部署	電話番号	所管項目
306	保健福祉課 地域福祉支援係	3階 306	内線 2378
501-1	防災課 防災係	5階 501	内線 2541
501-2	防災課 地域防災支援係	5階 501	内線 2512
502	防災課 生活安全推進担当	5階 502	内線 2270~2272、2199
503	地域交通課 交通対策係	5階 503	内線 2262~2264
503	地域交通課 自転車交通担当	5階 503	内線 2203
504-1	土木課 事業用地係	5階 504	内線 2337、2339、2340
504-2	土木課 土木計画係	5階 504	内線 2217
505-①	土木管理課 土木管理係	5階 505-①	内線 2251~2253
505-②	土木管理課 境界確定担当	5階 505-②	内線 2258
601	都市計画課 都市計画係	6階 601	内線 2214~2216、2237
602	住宅課 住宅支援係	6階 602	内線 2223、2224、2346
605-①	建築課 建築事務係	6階 605-①	内線 2281~2283
605-②	建築課 建築審査係	6階 605-②	内線 2286、2291、2292
605-③	建築課 建築企画担当	6階 605-③	内線 2287
605-④	建築課 構造・耐震化推進係	6階 605-④	内線 2844、2845、2295、2296、2297
605-⑤	建築課 建築設備担当	6階 605-⑤	内線 2300、2301
605-⑥	建築課 建築監視担当	6階 605-⑥	内線 2305~2307
605-⑦	建築課 建築紛争調整担当	6階 605-⑦	内線 2310~2312
606	開発指導課 都市再生担当	6階 606	内線 2481~2483
607-1	開発指導課 開発指導係	6階 607	内線 2226、2228
607-2	開発指導課 景観指導係	6階 607	内線 2232
607-3	開発指導課 開発調整係	6階 607	内線 2319、2484
608	開発指導課 再開発担当	6階 608	内線 2245~2248、2333
705	子ども政策課 子ども政策推進係	7階 705	内線 2679
801-1	環境課 緑化推進担当	8階 801	内線 2330、2331
801-2	環境課 環境指導アセスメント係	8階 801	内線 2491、2492
802-1	環境課 地球環境係	8階 802	内線 2496~2498
802-2	環境課 地球温暖化対策担当	8階 802	内線 2474、2564
芝-1	芝地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係	2階	内線 3104
芝-2	芝地区総合支所 区民課 窓口調整係	1階 ⑧番	内線 3151、3152
麻-1	麻布地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係	1階	03-5114-8815
赤-1	赤坂地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係	2階	03-5413-7038
高-1	高輪地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係	4階	03-5421-7664
芝港-1	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係	1階	03-6400-0017
教-1	図書文化財課 文化財係	港区白金台 4-6-2(ゆかしの杜 6階)	03-6450-2869
保-1	みなと保健所 生活衛生課 生活衛生相談係	港区三田 1-4-10	03-6400-0043
保-2	みなと保健所 生活衛生課 環境衛生指導係	港区三田 1-4-10	03-6400-0042
保-3	みなと保健所 生活衛生課 住宅宿泊事業担当	港区三田 1-4-10	03-6400-0088
清-1	みなとリサイクル清掃事務所 清掃事業係 廃棄物保管場所担当	港区港南 3-9-59	03-3450-8025

所管総合支所

地区本部の名称	区域
芝地区総合支所	芝 一~五丁目、海岸 一丁目、東新橋 一・二丁目、新橋 一~六丁目、西新橋 一~三丁目、三田 一~三丁目、浜松町 一・二丁目、芝大門 一・二丁目、芝公園 一~四丁目、虎ノ門 一~五丁目、愛宕 一・二丁目
麻布地区総合支所	麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布 一~五丁目、元麻布 一~三丁目、西麻布 一~四丁目、六本木 一~七丁目、麻布台 一~三丁目、麻布十番 一~四丁目、東麻布 一~三丁目
赤坂地区総合支所	元赤坂 一・二丁目、赤坂 一~九丁目、南青山 一~七丁目、北青山 一~三丁目
高輪地区総合支所	三田 四・五丁目、高輪 一~四丁目、白金 一~六丁目、白金台 一~五丁目
芝浦港南地区総合支所	芝浦 一~四丁目、海岸 二・三丁目、港南 一~五丁目、台場 一・二丁目

組織改編等により問合せ先の連絡先が変わっている場合があります。

都-1	東京都都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課	12階	03-5388-3213	5
都-2	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	12階	03-5388-3264	6, 7
都-3-1	東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当	3階	03-5388-3372 03-5388-3373	23 52
都-3-2	東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 規制担当	3階	03-5388-3384	29
都-3-3	東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 設備担当	3階	03-5388-3364	43
都-4	東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課 建築計画担当	3階	03-5388-3374	33
都-5	東京都環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課	20階	03-5388-3488	14
都-6	東京都環境局 地球環境エネルギー部 ヘルプデスク	20階	03-5320-7879	44
都-7	東京都環境局 総務部 環境政策課 環境アセスメント担当	19階	03-5388-3406	42
都-8	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課	19階	03-5388-3446	52
都-9	東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当	20階	03-5388-3468	59
都-10	東京都港湾局 港湾経営部 経営課 指導担当	8階	03-5320-5551	8
都-11	東京都交通局 建設工務部 保線課 建築相談担当	24階	03-5320-6151	20 (9:30-11:30, 13:30-16:30)
都-12	東京都下水道局 施設管理部 管路管理課 施設情報管理担当 台帳閲覧室	27階	03-5320-6618	21
都-13	東京都住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション建替え支援担当	13階	03-5320-4941	33
都-14	東京都建設局 河川部 計画課 土砂災害対策担当	6階	03-5320-5394	22
都-15	東京都都市整備局 市街地整備部 区画整理課 開発指導担当	11階	03-5320-5132	22
他-1-1	東京都建設局 第一建設事務所 管理課 道路台帳担当	中央区明石町 2-4	03-3542-1473	2
他-1-2	東京都建設局 第一建設事務所 管理課 管理担当	中央区明石町 2-4	03-3542-1472	20
他-1-3	東京都建設局 第一建設事務所 管理課 占用担当	中央区明石町 2-4	03-3542-1474	56
他-1-4	東京都建設局 第一建設事務所 工事課	中央区明石町 2-4	03-3542-1292	5
他-1-5	東京都建設局 第二建設事務所 管理課 道路台帳担当	品川区広町 2-1-36	03-3774-8183	2
他-1-6	東京都建設局 第二建設事務所 管理課 占用担当	品川区広町 2-1-36	03-3774-8184	56
他-2	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 品川出張所	品川区八潮 1-1-3	03-3799-6315	2, 56
他-3	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 代々木出張所	渋谷区代々木 4-30-8	03-3374-9451	2, 56
他-4	国土交通省東京航空局 東京空港事務所 空港振興課	大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3002	15
他-5-1	国土交通省東京航空局 空港部 管理課	千代田区九段南 1-1-15	03-5275-9317	15
他-5-2	国土交通省東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課	千代田区九段南 1-1-15	03-5275-9296	15
他-6	総務省関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課 電波伝搬障害担当	千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1763	16
他-7	総理大臣官邸事務所 営繕担当	千代田区永田町 2-3-1	03-3581-0101 (内線 3362)	17
他-8	宮内庁 管理部 管理課 管財第一係	千代田区千代田 1-1	03-3213-1111 (内線 3481)	18
他-9	東日本旅客鉄道(株)	「JR 東日本 近接協議」で検索してください。		会社ホームページ
他-10	メトロ開発(株) 渉外課(FAX: 03-5847-7825)	中央区日本橋小伝馬町 11-9	03-5847-7893	20
他-11	首都高速道路(株) 首都高お客様センター	お客様センターにて地域確認後、各地域連絡先にお繋ぎします。		03-6667-5855
他-12	港給水管工事事務所(水道局港営業所 2階)	港区三田 1-3-27	03-3452-8531	21
他-13	江東給水管工事事務所(東部第一支所)	江東区新砂 1-7-2	03-3640-4147	21
他-14-1	東京都下水道局 中部下水道事務所 管路施設係	千代田区大手町 2-6-3	03-3270-8325	48
他-14-2	東京都下水道局 中部下水道事務所 排水設備担当	千代田区大手町 2-6-3	03-3270-8320	49
他-15-1	東京都下水道局 東部第一下水道事務所 渉外調整担当	江東区東陽 7-1-14	03-3645-9267	48
他-15-2	東京都下水道局 東部第一下水道事務所 排水設備担当	江東区東陽 7-1-14	03-3645-9647	49
他-16	東京電力エナジーパートナー(株)	会社ホームページ		
他-17	(株)ゆりかもめ 技術部 施設課	江東区有明 3-13-1	03-3529-7783	20
他-18	京浜急行電鉄(株) 鉄道本部 建設部	品川区北品川 3-3-5	03-6433-2991	20
他-19	東京臨海高速鉄道株式会社 運輸部 設備課	「りんかい線 近接工事に関するお問い合わせ」で検索してください。		会社ホームページ
他-20	東京モノレール(株)	「東京モノレール 近接工事」で検索してください。		会社ホームページ
他-21	東海旅客鉄道(株) 東京保線所 近接協議担当	事前に JR 東海 HP 記載の「線路近接工事のご案内」をお読みください。		03-5427-2240